

岡山大学医学部医学科地域枠広島県コース卒業医師に係る配置及び育成方針（案）

（制定：平成 年 月 日）

1 趣 旨

岡山大学医学部医学科地域枠広島県コースの卒業医師（以下「地域枠医師」という。）が、所期の目的に適い、医師不足に悩む広島県内各地域からの要請に応じて、中山間地域等の医療現場で活躍するとともに、将来にわたって広島県内の医療を支える人材として大きく貢献されることを期して、地域枠医師の配置及び育成方針を定める。

2 制度概要（地域枠医師の勤務要件）

大学卒業後、12年が経過するまでに、別表に掲げる広島県内の医療機関（知事指定機関）において、次のとおり医師業務に従事する。

- (1) 初期臨床研修を含めた9年間で、知事指定機関（「別表」参照）において勤務する。
- (2) 上記9年間のうちの4年間（初期臨床研修を除く）を、次の「ア」又は「イ」のいずれかで勤務する。

ア 中山間地域に所在する知事指定機関

イ 知事指定機関において、知事が別に指定する診療科（病理診断科）

【イメージ】

卒後年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年 (履行期限)
例1	初期臨床研修 (県内指定機関)		中山間地域		その他県内			中山間地域				
例2	初期臨床研修 (県内指定機関)		その他県内		(県外等)	中山間地域	その他 県内	(県外等)	中山間地域			

- ※ 3年間で上限として、専門医取得のために対象外機関で勤務するなどの本人の意向に応じて、勤務要件の履行を中断することが可能。(例2)
- ※ 出産・育児や介護、その他やむを得ない理由によって県内勤務を一時中断した場合は、本人の希望に応じて、その中断した期間を履行期限の12年に加算(延長)することが可能。

3 中山間地域における配置ガイドライン

広島県地域医療支援センター（以下「センター」という。）は、地域枠医師の配置先の調整に当たっては、所期の目的を満たしつつ、本人のキャリア形成にも資するよう、次の方針によって進める。

(1) 純増配置の実現

地域枠医師には、広島県内の中山間地域などの医師不足改善への貢献が期待されていることから、可能な限り純増配置を目指す。

(2) 中山間地域の知事指定医療機関の分類

配置先となる中山間地域の知事指定医療機関を、便宜上、「中堅病院」と「中小病院」に分類する。（「別表」参照）

(3) 中山間地域中小病院での勤務

初期臨床研修後の7年間のうち4年間が中山間地域での勤務となるが、そのうち「中小病院」には原則2年、少なくとも1年以上は常勤として全員が勤務する。ただし、知事指定診療科を選択した場合は、この限りではない。

(4) その他（勤務内容及び環境等について）

ア 中山間地域勤務の4年間については、総合医(総合診療医・一般内科医・一般外科医)としての配置を原則とするが、中山間地域の医療機関からの要望がある場合には専門科医

として配置する。

イ 専門科医としての配置については、指導体制等を考慮するとともに、例外的対応の事情が他の関係者にも理解されるよう配慮する。また、専攻医を総合医として配置する場合には、指導体制がない中で専門科業務が行われないよう要請する。

ウ 専門科医として配置されている場合においても、日当直などの時間外対応には、専門分野外の診療に積極的に関与することを求める。

エ 中山間地域の医療機関からの医師派遣要請は毎年変動することが予測されるため、事前協議を経た後に、中堅病院4年あるいは中小病院4年といった配置となる可能性もある。

オ 中堅病院勤務時に、中小病院・診療所での勤務機会を提供するよう努める。具体的には配置先中堅病院から中小病院(診療所)への定期的(週1日など)な応援派遣機会の提供を検討する。

カ 中小病院勤務時に、専門科医としての研修機会を提供するよう努める。具体的には中小病院での勤務について、他病院での専門分野の定期的な研修(週1日など)も可能とする。

4 地域枠医師のキャリア形成(標準的なキャリアプラン)について

(1) 地域枠医師は、センターに、学生時代から登録することとし、センターは、医師として充実したキャリアを積めるようサポートする。

※「登録」とは、センターが作成する名簿に登載することであり、センターと地域枠医師との間で雇用契約を締結するものではない。

(2) センターは、地域枠医師の勤務要件が履行されつつ本人のキャリア形成が図られるよう、6学年時点において、希望する診療科及び知事指定機関が研修施設として参加する専門研修プログラム(プログラム基幹施設の所在については、広島県内外を問わない。)の履修希望について意向を調査し、将来の進路について、概ねの方向性が整理(選択)されるよう努めるものとする。

なお、当該整理は、初期臨床研修を履修する過程の中で変更することは当然許容される暫定的なものとして扱う。

(3) 地域枠医師の受入れが可能なプログラム基幹施設又は前記によって希望のあった基幹施設は、センターとの調整を経て、前記3(中山間地域における配置ガイドライン)に沿う標準的なキャリアプランを作成する。

なお、センターは、当該調整を行う過程において、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科地域医療人材育成講座から意見を聞くものとする。

(4) 前記(3)により作成されたキャリアプランは、地域枠医師の在学時点から広く提示するものとする。また、配置調整の際には、可能な限り当該キャリアプランを尊重することとする。

5 その他

(1) 配置先は、広島県、広島県内市町、県医師会、大学関係者、センター等により構成する「広島県医療対策協議会」での合意を経て、年度毎に決定される。

(2) 地域枠医師が、広島大学病院の専門研修プログラムを希望する場合は、「広島大学ふるさと卒業医師に係るキャリアプラン」により勤務要件の履行及びキャリア形成を行う。

(別表)

地域枠医師の配置対象となる知事指定医療機関

中山間地域等指定医療機関				左記以外の指定医療機関		
中堅病院	尾三	尾道市	公立みつぎ総合病院	福山・ 府中	福山市	福山医療センター
	広島	安芸高田市	J A吉田総合病院			福山市民病院
	備北	三次市	市立三次中央病院			広島県立福山若草園
庄原市		庄原赤十字病院				
中小病院	福山・ 府中	府中市	湯が丘病院	尾三	三原市 尾道市	三原赤十字病院
		〃	府中市民病院			尾道市立市民病院
		〃	府中北市民病院	広島 中央	東広島市	東広島医療センター
		神石高原町	神石高原町立病院			賀茂精神医療センター
	尾三	世羅町	公立世羅中央病院	呉	呉市	中国労災病院
	呉	呉市	公立下蒲刈病院			呉医療センター
	広島	安芸太田町	安芸太田病院			済生会呉病院
		北広島町	豊平病院			
	備北	庄原市	西城市民病院	広島	広島市	広島市民病院
						広島赤十字・原爆病院
舟入市民病院						
広島西	大竹市 廿日市市	広島西医療センター	広島西	大竹市 廿日市市	J A広島総合病院	
					安佐市民病院	
計	13 医療機関 (10 市町)			25 医療機関 (9 市町)		
	38 医療機関					

上記の外、中山間地域の公立公的診療所も配置対象に含む。